

No.27 1991. 6. 24

## ソフトウェア特許

### — イエス事件に関連して —

	頁
I はじめに .....	1
II ソフトウェアの法的保護をめぐる新しい流れ .....	2
III イエス事件 .....	3
1. イエス特許の概要 .....	3
2. 訴訟内容の検討 .....	4
IV おわりに .....	6

#### I はじめに

近年、特許庁に対するソフトウェア関連の特許出願の件数が、急速に増加していると聞く。米国においても、ソフトウェアに対する法的保護に関連して、著作権法による保護のみならず、特許法による保護を求めていこうとする動きが顕著とのことである。

ところで、約10年近く以前に、ソフトウェアに対する法的保護が議論された時には、ソフトウェアそのものについては特許権を取得することは困難であることを前提として、特許法以外の法律による保護の可否が検討された。

そして、このような背景のもとで著作権法が改正されて、コンピュータプログラムが著作物として保護を受けることとなった。

周知のとおり、著作権法は、著作物の表現を保護し、表現の背後にあるアイディアは保護しない。

ちなみに、東京高等裁判所も、システムサイエンス事件の決定中で、「プログラムにおける『処理の流れ』自体は、アルゴリズム、すなわち著作権法第10条第3項第3号に規定されている『解法』であって、著作物としての保護を受けない部分である」旨判示しており（平成元年6月20日付決定）、上記原則を具体的事件の決定中で確認している。

すなわち、コンピュータプログラムに対する著作権保護の内容には、一定の限界が内在している。

このことは、著作権法の原則からすれば、当然のことである。

しかし、他方で、ソフトウェアを開発するに際しては、コンピュータプログラムのアイデア部分の開発に時間と費用がかかり、また、このアイデア部分こそ技術内容としても最も保護を求めたい部分であることも否定できない。

## II ソフトウェアの法的保護をめぐる新しい流れ

このような場合に、著作権法のみによる保護では、アイデア部分に対する保護が十分とは言えないため、他の技術保護法による保護を模索せんとする動きが出てくる。

この場合に、技術保護法の代表は特許法であるため、特許法による保護の可否がその検討の中心となる。

前述のとおり、ソフトウェアそのものは、特許権の対象とすることは困難であるが、ソフトウェアを一部に含む装置、システム等であれば、特許権の対象たる発明として十分に把握できるのではないかとの問題提起がなされてきている。

そして、特許庁においても、ソフトウェアそのものは特許の対象外であるが、ソフトウェアを一部に含む装置、方法に関しては、これまで、以下のとおりの審査基準を公表して、一定の場合に特許権の取得が可能であることを明らかにしている。

昭和50年12月

「コンピュータプログラムに関する発明についての審査基準」

昭和57年10月

「マイクロコンピュータ応用技術に関する発明についての審査運用指針」

すなわち、特許庁もソフトウェアを一部に含む装置、システム等に対しては、特許権付与が可能であることを認めている。

ところが、現在問題となりつつある点は、上記のようなソフトウェアを一部に含む装置、システムについて特許権が取得できるのかという問題よりも、更に対象を拡大させて、ソフトウェアが根幹部分を占める装置、システム等についても、同様に特許権が取得できるのかという問題に広がりつつある。

これは、従来のようにハードウェアで構成されている装置の一部にマイクロコンピュータとソフトウェアが使用されている場合にも、特許権の取得が可能であるかという問題ではなく、上記のとおりソフトウェアのアイデア部分を特許法により保護していこうとすることを指向しているため、ソフトウェア自体が装置、システムの必然的に根幹部分を占めることにならざるを得ない装置についても、特許権が取得できるのかという問題にポイントが移りつつあるた

めである。このような流れを受けて、特許庁も現在、新たな審査基準の作成を内部的に検討中とのことである。

ちなみに、米国においては、1989年8月に、「数学的アルゴリズムとコンピュータプログラム」という表題のOfficial Gazetteを公表し、この種の特許出願に対する審査基準を明らかにしている。

しかし、同基準においても、不明確な点は残されており、事例の集積を待たざるを得ない点がある。

### Ⅲ イエス事件

このような状況のもとで、イエス事件が発生した。

このイエス事件とは、岡山県にある特許管理会社（株式会社イエス）が、日本国内のハードメーカー、ソフトメーカー合計12社に対して、特許権侵害を理由として、ソフトウェアの製造もしくは販売の差止を求めて、東京地方裁判所に提起した事件である。

#### 1. イエス特許の概要

このイエスが侵害を主張している特許権の内容は下記のとおりである。

#### 記

出 願 昭和60年7月24日

出 願 公 告 平成元年5月9日

登 録 平成2年2月15日

発 明 の 名 称 財務、在庫等の管理のための装置

特許請求の範囲 「少なくとも財務管理および在庫管理を含む独立した複数種類の管理のための装置であり、

表示装置と入力装置とメモリ装置と出力装置と処理装置とから構成され、表示装置は、少なくとも、借方および貸方科目に関する項目ならびに商品に関する項目を順次入力するための、少なくとも財務管理および在庫管理に共通の振替伝票フォーマットを表示するものであり、

メモリ装置は、

上記振替伝票フォーマットを用いて入力されたデータを振替伝票ごとにストアする複数の記憶場所を有する仕訳日記ファイルと、

複数の科目について管理処理に必要なデータを各科目コードに対応してストアする科目マスタ・ファイルと、

複数の商品について管理処理に必要なデータを各商品コードに対応してストアする商品マスタ・ファイルと、

上記仕訳日記ファイル中のデータのうち財務管理処理に関するデータを振替伝票ごとにストアする仕訳日記蓄積ファイルと、

上記仕訳日記ファイル中のデータのうち在庫管理処理に関するデータを振替伝票ごとにストアする在庫ファイルを含み、

上記処理装置は、

上記振替伝票フォーマットを上記表示装置に表示させ、表示された振替伝票フォーマットにしたがって上記入力装置から入力されたデータを上記仕訳日記ファイルにストアする第1の処理手段と、

上記表示装置に表示された振替伝票フォーマットにしたがって、上記入力装置から入力されたデータを用いて、上記科目マスタ・ファイルの各科目コードに対応するデータおよび上記商品マスタ・ファイルの各商品コードに対応するデータをそれぞれ更新する第2の処理手段と、

上記仕訳日記ファイルにストアされている財務管理処理に必要なデータを上記仕訳日記蓄積ファイルに転送してストアするとともに、上記仕訳日記蓄積ファイルにストアしたデータと上記科目マスタ・ファイルの各科目コードとを関連づける第3の処理手段と、

上記仕訳蓄積ファイルにストアされている在庫管理処理に必要なデータを上記在庫ファイルに転送してストアするとともに、上記在庫ファイルにストアしたデータと上記商品マスタ・ファイルの各商品コードとを関連づける第4の処理手段と、

上記入力装置から入力された出力指令に応答して、特定の管理のために必要なデータを、上記仕訳日記ファイル、科目マスタ・ファイル、商品マスタ・ファイル、仕訳日記蓄積ファイルおよび在庫ファイルの少なくともいずれか1つから読出して上記特定の管理のためのフォーマットにしたがって上記出力装置から出力させる第5の処理手段とを含んでいる、

財務、在庫等の管理のための装置。」

上記発明の特徴について、特許公報中の「発明の詳細な説明」は、本件発明によれば、財務管理、在庫管理を含む複数種類の管理業務に共通するデータを一回の入力操作で入力することが可能となり、入力操作の無駄がなくなるほか、複数種類の独立した管理を一つの装置で達成できるので、装置の設置場所が狭くてすみ、ハードウェアの経済性も高まる旨記述している。

## 2. 訴訟内容の検討

ところで、本件発明については、これが特許権を取得したこと自体について、ソフトウェア業界の一部には驚きの声もある模様であるが、既に特許権が取得されていることも事実であるので、このことを前提として以下検討する。

なお、本件は、進行中の訴訟事件であり、今後の帰趨も明確であるとはいえないので、必要最小限な範囲の検討に止まることを、予め御断りしておく。

### イ. 特許権の成立要件の有無

特許権は、特許出願時において新規性、進歩性等の特許要件を具備する発明に対するみ与えられる（特許法第29条）。

そして、一旦成立した特許権であっても、これらの特許要件が具備されていないことが後に判明した場合には、無効審判手続により遡及的に無効とされる（特許法第 123 条）。

この無効審判を請求することは、特許侵害訴訟提起後においても可能であるから、訴訟提起を契機として、被告側で、この特許要件具備の有無について検討して、この検討の結果として、特許庁に無効審判の請求がなされることも少なくない。

本件につき、このような観点から検討してみる。

まず、前記のとおり、ソフトウェアを一部に含む装置について特許権の取得は可能であるが、発明の実態がソフトウェアそのものであって、単に特許請求の範囲の記載の表現上、ソフトウェアを一部に含む装置のように記述されているだけであるのならば、この観点からの検討が必要と考えられる。

また、特許権は、出願時において新規性、進歩性を具備する発明にのみ与えられるものであるから、このような点から、出願時およびその以前の技術文献、資料を再度検討して、特許要件の具備の有無を再検討することも必要になる。

そして、これらの点は、いずれも特許要件の存否の問題であるから、仮にこれらの点について問題があるとすれば、それは原則として特許庁における無効審判手続において判断されることになる。

仮に、上記手続で特許権の無効が確定されれば、その時点で訴訟は請求棄却となる。

#### ロ. 保護範囲

次に、仮に特許権が有効であるとの前提に立った場合には、その保護範囲を検討することが必要になる。

本件発明は、装置の発明に関するが、原告が、この発明についての特許権で差止を求めている対象物はソフトウェアである。

すなわち、ここでいうソフトウェアは前記特許請求の範囲の記載の内容からも明らかなおおりに、本件発明にかかる装置そのものではなく、その一部にすぎない。

そして、特許権侵害とは、特許請求の範囲に記載されている発明の全ての要件を差止対象物が具備していることを必要とするのが、現在の通説、判例であるから、本件で差止を求められているソフトウェアは、形式的にみても本件特許権を直接侵害しているものとは言い難いようにも考えられる。

それでは、本件訴訟では、内容に立ち入るまでもなく特許侵害の問題が生じないかと言えば、そうとも言い切れない。

すなわち、特許法第 101 条には間接侵害に関する規定があり、同条は、

「次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

1. 特許が物の発明についてなされている場合において、その物の生産にのみ使用する物を業として生産し譲渡し貸し渡し若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

2. (省 略)

と定めている。

従って、差止対象物が、特許権を直接侵害していなくとも、上記 101 条の要件を具備す

るものである場合には、間接侵害の問題を検討しなければならない。

これを、本件について検討してみると、本件で差止の対象とされているのはソフトウェアであるから、これが上記 101条の要件である「その物（本件特許装置）の生産にのみ使用する物」にあたるのか否かが問題となる。

この場合、ソフトウェアのような情報の集合体について、これが仮にフロッピーディスクやROM中にストアされているとしても、それ自体を「物」といってよいのか否かも問題がある。

しかし、この点は、別に措くとしても、本件において間接侵害の成立を肯定するためには、上記の要件、すなわち

ソフトウェアとハードウェアが合体することにより本件特許装置が完成（生産）すること、およびソフトウェアは、本件特許装置用にのみ使用され、その他の用途に使用することができないこと

が肯定されることが必要になる。

前記のとおり、本件特許の特許請求の範囲は、極めて長文に及んでおり、その構成要件も多岐にわたっているため、ソフトウェアとハードウェアを合体した装置がこの全ての要件を具備するものであるのか否かがまず問題になる。

また、上記の「のみ」の要件、すなわちソフトウェアの使用に関して他用途がないか否かも問題となる。

更に、特許請求の範囲の構成要件の内容を特定するにあたって、「発明の詳細な説明」の項の検討、特許出願時以前の公知資料の内容の検討も不可欠である。

これらの内容の検討の結果、特許発明の保護範囲は、減縮されることも少なくない。

また、出願経過の検討も重要である（ちなみに、本件では、当初「汎用管理システム」の名のもとに特許出願されたが、手続補正（減縮）の結果、「財務、在庫等の管理のための装置」に補正されている）。

上記のような検討を経た後、特許発明の保護範囲が確定されることになるが、これらの検討により、当初よりも保護範囲が相当の範囲で減縮されることも少なくない。

そして、このようにして確定された保護範囲中に、各社のソフトウェアが含まれるか否かが、各社の製品（ソフトウェア）毎に個別に判断されることになり、この判断結果如何により特許権侵害の有無が個別に決定されるものである。

#### IV おわりに

本件訴訟に関し、以上のとおり簡単に検討してきた。

今後、ソフトウェア特許取得をめぐる動きはますます活発化し、それに伴い取得された権利をめぐる紛争も増大していくであろう。

このため、今後は、ソフトウェア特許の適正なる保護範囲の基準を明確にしていくことが必要であると共に、個別の各社としては、これに応じた戦略を確立していくことが極めて重要になるであろう。